⑽　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照）

⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑿に示す要件をすべて満たさなければならない。

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、経常建設共同企業体又は単体有資格業者にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、950点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、850点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、850点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において浚渫土量100,000㎥以上を施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成13年３月30日付け国港建第110号）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において浚渫土量50,000㎥以上を施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において浚渫土量100,000㎥以上を施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑹　工事全般の工程計画表（以下「工程計画」という。）が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体代表者又は単体有資格業者にあっては、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、⑸①に掲げる工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、⑸②に掲げる工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

④　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、⑸③に掲げる工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑥　②、③及び④において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

⑻　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）